

川崎市コミュニティ交通支援審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市における地域の主体的なコミュニティ交通の導入に向けた取組に対する支援等を行うにあたり、「川崎市コミュニティ交通導入の支援及び補助金交付に関する要綱」第5条第1項の規定に基づき、支援等の内容について審査を行うことを目的として、川崎市コミュニティ交通支援審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 審査委員会は、公益性及び公正性の観点から、必要に応じて、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 運行実験の実施に関する事。
- (2) 本格運行の実施にあたり、車両の購入に要する経費等の補助に関する事。
- (3) コミュニティ交通の運行にあたり、車両の使用貸借に関する事。
- (4) コミュニティ交通を中止したときの補助金の返還に関する事。
- (5) その他委員長が必要と認めた事項に関する事。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、まちづくり局交通政策室長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

(2) 市民文化局市民生活部地域安全推進課担当課長

(3) 環境局環境対策部大気環境担当課長

(4) 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

(5) 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長

(6) まちづくり局総務部企画課長

(7) 建設緑政局総務部企画課長

(8) 建設緑政局道路河川整備部道路整備課長

(9) 建設緑政局道路河川整備部道路施設課長

(10) 事案に係る区の企画課長

(11) 交通局自動車部運輸課長

(12) その他委員長が必要と認めた者

(会議)

第4条 審査委員会の会議は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員のうち、あらかじめ委員長が指定した者がその職務を代理する。

4 委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外のものの出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、まちづくり局交通政策室に置く。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会の審議を経て委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。